



---

児童発達支援事業所フォレストキッズ

# FC加盟店向け マニュアル

これは抜粋版マニュアルです

---

## このマニュアルは「抜粋版」です

このたびは、本資料のご請求ありがとうございます。また、フォレストキッズのFCにご興味をいただきまして、ありがとうございます。この資料は、児童発達支援事業「フォレストキッズ」のFCにご加盟いただいた際にお渡しするマニュアルの中から、一部資料を抜粋したものになります。弊社のノウハウの全てをお伝えすることはできませんが、弊社が信頼に値するかどうかをご判断いただくためのご参考になれば幸いです。

児童発達支援事業は、ビジネスとして魅力的なだけでなく、少子化が進む今後の日本において、子供一人ひとりの個性を生かしていくうえで、とても重要な事業になります。しかし、まだまだ質の高いサービスを提供できる事業者が少ないのが現状です。ぜひ弊社とともに、日本の未来を明るくする事業にお取り組みいただきたく、お願い申し上げます。

合同会社K consulting

代表 攪上雅彦

# 本資料の内容

## ポイント 1

物件はどのように選べばよいのか？

## ポイント 2

人材はどのように採用すればいいのか？

## ポイント 3

利用者への対応がうまくできるだろうか？

# ポイント 1

## 物件はどのように選べばよいのか？

### (1) 物件に求められる条件

事業展開にあたって、まずは物件を決めることが必要ですので、児童発達支援事業所の物件設置基準についてご説明します。国が定めている条件は、以下の通りです。

#### 第三節 設備に関する基準 (設備)

第九条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

一 指導訓練室

イ 定員は、おおむね十人とすること。

ロ 障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室 障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。

3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

## 設置条件

建築基準法や消防法の基準を満たしていなければならない。

### 建築基準法

- ・完了検査を受けているかどうかを確認しなければならない。「検査済証」が必要（大阪府）
- ・一級建築士による図面が必要（名古屋市）
- ・何も必要なし（群馬県）
- ・新耐震基準の物件（1981年6月以降に建築された物件）

### 消防法

- ・6項のハに該当

主に必要な設備として、避難誘導灯、自動火災報知設備、消化器等がある。

	(6) 項ロ該当	(6) 項ハ該当
消火器	全ての施設に必要	全ての施設に必要
避難誘導灯		
自動火災報知機		延べ床面積300㎡以上
スプリンクラー		延べ床面積6,000㎡以上（平屋建てを除く）
防火管理者	収容人員10人以上	収容人員30人以上

※テナント設備に入る場合、建物全体の規模や用途によって、他の消防設備が必要になる場合がある。

上記の設置基準や設置条件ですが、実は各地域の自治体で、個別に条件が設定されています。たとえば、各地域における児童発達支援事業所の施設の設置基準の一例を挙げます。

- ・指導訓練室：大阪府や名古屋市では、障害児1名当たり3平方メートル以上必要。原則、1施設の同時定員が10名なので、30平方メートル以上が必要になります（群馬県は、3.3平方メートル以上など、地域によって異なります）。

※指導訓練室にのみ、必要な平米数が設けられています。

- ・相談室：外部から見えないようにしなければなりません
- ・事務室：名古屋市は鍵がかかることが必要とされています
- ・洗面所：手洗いをする場所がトイレ以外にないといけません。
- ・トイレ：占有面積内にある必要があります。高崎市は2カ所トイレの設置が義務付けられています。
- ・豊中市は1階であっても2方向避難経路を求めています。

- ・前橋市の場合は、ガラスの厚さが5ミリ以下を求められています。

このように、出店地域の自治体のルールに従って物件を探す必要があります。慣れない方が物件を探すのは、非常に苦労します。

## (2) 攪上の物件探しの視点

### ○立地

#### 都市部の場合

- ・駅から徒歩圏
- ・教育熱心な地域（塾がたくさんある場所）
- ・コインパーキングが近くにある
- ・送迎時、車の停車が可能
- ・可能なら目立たない
- ・風俗店や飲み屋街、ラブホテルが近くにない

#### 都市部以外の場合

- ・駐車場がある
- ・教育熱心な地域（塾がたくさんある）
- ・風俗店やラブホテルが近くにない

### ○物件概要

- ・面積は60平米以上100平米以下
- ・家賃は全て込みで30万円以下が理想（40万円までは可能）：家賃を売り上げの10%以下にするため
- ・明るい雰囲気のある物件
- ・空中階の場合は、2階まで（名古屋市、大阪府は2階以上でも大丈夫ですが、群馬県は2階までとの規定あり）
- ・2方向避難経路の確保が可能であることが望ましい（消防署、指定する役所による）
- ・空中階の場合、外階段が必要（名古屋市、大阪府）
- ・共有部分を使って入室する場合、不特定多数の利用者がいない物件（消防署による）
- ・飲食店が入っていない物件（消防署による）

- ・ 児童発達支援事業所の入るテナントの面積が建物全体の10分の1以下だと消防法の問題をクリアしやすくなります

物件を最初に決めなければなりません、指定権者（※）である都道府県、市や区、消防署によって解釈が異なりますので、物件選びが非常に難しいのです。また、設置基準に適合していても、ビルのオーナーさんが障害児施設に貸し出すことを拒むケースがあったり、ロケーション的に問題があったりします。

※福祉事業所を新たに開設する際に、申請内容を審査し、認可する自治体。エリアによって、指定賢者が都道府県の場合や、市区町村の場合があり、都度確認が必要になる。

## ポイント 2

### 人材はどのように採用すればいいのか？

児童発達支援事業が成功するかどうかは、人材採用にかかっていると云っても過言ではありません。物件選択よりも人材採用の方が大切となります。2024年4月の報酬改定では、事業所が療育型と預かり型に区別されることが決定されました。現在の報酬体系から推測しますと、療育型の事業所は報酬の減額はない可能性が高いです。そのためには、療育がしっかりできる人材を集めなければいけません。

では、どのように人材を採用すればいいのか？私の今までの経験から、ポイントは以下の通りです。

#### ○福祉関係のスタッフの特徴

- ・福祉事業の経験が長いほど、自己流を貫く傾向がある
- 学習を嫌がる
- ・よほどのアドバンテージがないと、少し嫌なことがあるとすぐに辞めてしまう
- ・労働関係の法律にやたらと詳しい職員が多い
- 社労士は絶対に必要
- ・会社の都合より自己都合を優先する
- ・Me視線のスタッフが多い
- 利用者の保護者からクレームがくる
- ・楽をしたがる
- 利用者数をコントロールすることがある

以上の傾向を踏まえて、よい人材を確保するための採用戦略を考える必要があります。ポイントとしては

- ・採用の時にふるいにかける
- 給与を高く設定し、応募を多く獲得することで、人材を選ぶのがポイント

- ・性格判断テスト（CUBIC）を実施し、ストレス耐性が低い、職業適性が低い、会社との適合度が低い場合は、どんなに面接の評価が高くても不採用とする。
- ・転職回数が多い方も不採用
- ・連絡がつかない（1日以内に折り返しの連絡がない）場合も不採用
- ・不潔な感じも不採用

児童発達支援事業は、極めて専門性が高く、さらに親御さんからの要求も高い事業ですので、スタッフの力量により、事業所運営の成否が決まるといっても過言ではありません。採用は慎重に進めましょう。

弊社では、学ぶ意欲があるスタッフを積極的に採用しています。どのように募集をしているかということ・・・

- ・給与設定を高くする
- ・住宅補助を家賃の半額出す
- ・ブログ等を使って、「学べる職場」であることを告知していく
- ・児童発達支援管理責任者の採用に関しては、時間はフレックスとしている
- ・残業なしなど仕事を効率よくする文化があることを伝える
- ・バースデー休暇など年間の休日が多いことを伝える
- ・新卒の採用を積極的に行う

これらの工夫によって応募者数を確保し、ふるいにかけるようにしています。

また、指定権者への書類を申請するにあたって、最低人員として以下のスタッフが必要となります。

- ・児童発達支援管理責任者 1 名
- ・常勤保育士 2 名
- ・パート保育士 1 名～ 2 名

よく、「専門技能職は最初から採用した方がいいですか？」とお尋ねいただきますが、述べ利用人数が100名を超えてくるまでは、言語聴覚士、作業療法士等の採用はしなくていいと思います。

人件費の目安としては、

- ・開所までの人件費 850,000～1,000,000円
- ・開所してから軌道に乗るまでの人件費 950,000～1,100,000円
- ・※開所する1ヶ月前までは、全員パート扱いでいいと思います。

求人を出す場合の、職種ごとの給与の目安は以下の通りです。

- ・児童発達支援管理責任者  
1名 350,000～400,000円（研修期間3ヶ月300,000円）
- ・言語聴覚士  
1名 300,000～350,000円（研修期間3ヶ月250,000円）
- ・作業療法士  
1名 300,000～350,000円（研修期間3ヶ月250,000円）
- ・保育士  
2名 250,000～300,000円（研修期間3ヶ月220,000円）
- ・パートの保育士  
数名 時給1,200～2,000円

## ポイント 3

### 利用者への対応がうまくできるだろうか？

発達障害の未就学児の対応は非常に難しいです。発語がなかったり、かんしゃくが激しい場合は、専門的なトレーニングを受けていない人はどうしていいのかわからないことも多いものです。一方で、保護者の方は我が子のためにたくさん勉強しているケースが多く、面談をしていると、「幼稚園・保育園の先生が全く理解していないのは仕方ないのですが、療育センター（児童発達支援事業所を含む）の先生が子どもの扱いを知らないのは、、、」と不満を漏らしているのをよく聞きます。未就学児への対応の難しさが児童発達支援事業への参入障壁となっているとも言えます。

そこでフォレストキッズでは、人材育成を最重要事項であると位置づけ、加盟店への研修やマニュアルを充実させています。

#### 加盟店の開所までの研修内容

- (1) フォレストキッズ直営教室にて、下記の30時間の研修
  - 発達障害について（1時間）
  - 児童発達支援事業で使用する言葉について（1時間）
  - 児童発達支援管理責任者（指導員）の仕事に関して（3時間）
  - アセスメントに関して（2時間）
  - フォレストキッズの支援に関して（1時間）
  - 保護者対応（ペアレントトレーニング）について（2時間）
  - 感覚統合について（2時間）
  - ABAについて（2時間）
  - TEACCHについて（2時間）
  - 言葉の発達について（2時間）
  - 教材、教具について（2時間）
  - OJT（10時間）
  
- (2) 開所する事業所にて20時間の研修
  - 5時間×4日間（立上げ時）

また、支援中におきがちなるトラブルに対する対応方法のマニュアルも細かく作成しています。

## マニュアルの一例 ①入室・支援開始場面でのトラブル対応

### 想定される場面（1）

- ・ 児童が入室や支援開始を拒否し、支援が開始できない

### 考えられる原因①

場所や人に対する不安感

### 対応方法

対応スタッフは声掛け頻度を限定的にして、刺激過多にならないように。

→好子（※）を探る。

### 考えられる原因②

母子分離不安

### 対応方法

A：母子同室支援を行う

→好子を提示

→分離成功

→通常支援開始

B：利用初期は母子同室支援を行う

- 好子を提示
- 分離失敗
- 母子同室を継続して安心を積み上げる

C：利用が定着したら、好子を提示

- 少々泣いていても母親に離れること依頼
- 単純課題提示(プットインから)
- 指導員の促しにより課題達成
- 児童を母のもとへ一時的に戻す(2～5分エネルギーチャージ)
- 単純課題提示…を繰り返す

### 考えられる原因③

児童が癇癪持ちである

#### 対応方法

- ・入室拒否の場合：タイムタイマーが鳴るまでに入室するよう促す  
→タイマーがなっても入室拒否であれば指導員と一緒に入室してもらう
- ・課題拒否の場合：単純課題への変更と条件提示(課題をやったら好きな遊びできる等)  
→タイマーで時間を提示  
→タイマーなるまで戦略的無視  
→課題遂行できたら褒める  
→課題遂行できない場合は指導員が手を取り、一緒に課題達成する

### 想定される場面（2）

- ・入室するなり室内を走り回り最初の準備ができない

## 考えられる原因

- ・多動傾向
- ・刺激探求

## 対応方法

くすぐりや高い高いの触れ合いで刺激を入れながら、ロッカーや手洗い場に誘導し必要な行動を端的に言葉で伝える、または写真カードで見せる。できたことは、その場で大げさにならない程度に褒める。

※好子(こうし)：その子の好きなこと

## 親御さんからの相談への対応例

母親「幼稚園で箸が使えるように、自宅でもトレーニングをし始めたのですが、いくら練習してもうまくなりません。」

支援者「スプーンやフォークは使えますか？」

母親「スプーンやフォークでも食べこぼしが多いです。」

支援者「箸のトレーニングは、本人もお母さんも大変なだけなので、やらなくてもいいと思います。鉛筆でうまく線を描くことができますか？」

母親「描けません。」

支援者「箸の練習の前に、鉛筆で線を描く練習をしたほうがいいですね。」

母親「ええ～、お勉強の方が先なのですか??」

## ■アドバイスの根拠

5歳頃になると、箸を使える子が増え始め、6歳頃になると、9割以上の子が箸を使えるようになるというデータがあります。しかし、「年中になったから、箸を使う練習をする」という考えはもたないようしてください。「○歳なのだから、△できる」を気にしだすと、気分が落ち込むだけですし、親子の関係が悪化してしまう原因になってしまいます。発想を変えて、「○ができるようになったから、次は△ができるようにしよう」としましょう。

特性のある子は、不器用な子が多い傾向にあります。私（攪上）はいまだに上手に箸を使うことができません。トレーニングをしなければ、私のように大人になっても箸を使えるようになりません。

箸や鉛筆のトレーニングをする前に、指先のトレーニングをたくさんしてください。トレーニングも好きを使って、トレーニングをするといいです。フォレストキッズでは、好きなキャラクターや乗り物を使って、指先のトレーニングをしています。例えば、スライムの中に好きなおもちゃを入れて、取り出してみようなど。

箸のトレーニングを始めるなら、スプーンやフォークを下から持つて使いこなせるようになってからがいいと思います。実は、箸のトレーニングの前に、鉛筆のトレーニングが必要になります。

以下は、フォレストキッズで取り入れている、えんぴつと箸のトレーニングです。

## ■鉛筆を使うトレーニング(描く・書く)

※前段階として指先を使用する遊びは取り入れる

- ①丸クレヨン→三角クレヨン…指先の分離が不完全でも書きやすい  
(丸クレヨンはグー持ちでもかける)
- ②グリップつき鉛筆…グリップにへこみがあるので正しい持ち方に自然となりやすい
- ③公文の持ち方サポート鉛筆…人さし指の位置がわかりやすい(のせるだけ)



- ①丸クレヨン・三角クレヨン ②グリップつき ③公文の持ち方サポート

■箸を使えるようになるまでのスモールステップトレーニング

いきなり箸を使う練習をするのではなく、簡単な指の動きから少しずつ難易度を上げていきます。

- ①粘土の中の宝探し…指先を意識して動かす練習  
②アイクリップや洗濯ばさみ…三指持ちや指先の力を入れる練習



- ③トング…三指もちで物をつまむ練習



- ④箸ゾウくん(補助箸：バネあり)…箸と同じ指配置で物をつまむ練習



⑤ペットボトルへの箸入れ…箸を持ち、ペットボトルに上の箸を落とす練習(上下の箸の分離の練習)



⑥クリップ付き矯正箸…人指し指を正しい位置に固定して物をつまむ練習

⑦実際に箸を使う

最後までお読みいただき、  
ありがとうございました

---



この資料は、あくまでFC加盟店様にお渡しするマニュアルのごく一部です。実際にFCとして開所していただく際には、スタッフの方に十分な研修を実施いたします。また、スタッフ採用についてもサポートさせていただきます。

保険制度が適用になるとはいえ、児童発達支援は決して簡単な事業ではありません。相手は、個性豊かな子供たちです。十分なスキルがないと、手に負えるものではありません。そのような事業に、なぜ私が取り組んでいるかといいますと、私の息子もまた発達障害だからです。

私たちの元に生まれてきてくれた息子は、小学校低学年のときに広汎性発達障害（自閉スペクトラム症、ADHD、LDとバラエティー豊かです）と診断されました。「息子に少しでもいい教育環境をつくってあげたい」という想いから、2015年に発達障害に特化した放課後等デイサービスを開所しました。その後、児童発達支援事業所、個性ある子のための個別指導塾と、事業領域を広げてきました。

発達障害は個性として活かすことができるものです。しかし、適切でない環境にさらされた場合、ストレスによる適応障害や不安障害といった「二次障害」を起してしまうこともあります。そうならないためには家族や周囲の理解を勧め、環境を整えることが重要なのです。そこで「こんな施設があってほしい」という保護者の目線から「フォレストキッズ」を立ち上げることになりました。

「個性ある子」が輝く適切な指導をキーワードに、これからも、フォレストグループを進化させていきます。



攪上雅彦（かくあげまさひこ）  
群馬大学教育部

予備校講師から予備校幹部を経て学習塾経営

2015年5月 群馬県にて「フォレスト放課後等デイサービス」開所

2018年11月 名古屋市にて「フォレスト個別指導塾」スタート

2019年12月 名古屋市にて「フォレストキッズ」開所

2022年1月 著書「かくあげ先生の発達障害・グレーゾーン 子育て新ベストテクニック54」刊行

FC加盟・児童発達支援事業に関するお問い合わせは  
お気軽にこちらまでご連絡くださいませ。

合同会社K consulting  
代表 攪上雅彦  
080-3392-8844  
[m.kakuage@gmail.com](mailto:m.kakuage@gmail.com)

FC募集事務局  
中島正博  
090-2939-9362  
[contact@forest-group.co.jp](mailto:contact@forest-group.co.jp)

フォレストキッズ千種教室  
052-908-4717